

第13回東近江市景観審議会議事録

開催日時 平成30年11月27日(火) 9時45分～11時30分

開催場所 東近江市役所 新館317会議室

委員定数 10人

出席委員 10人

(委員) 谷口 浩志 山口 敬太 紅谷 和子 野田 芳朗 河島 美智子
山村 眞司 西川 実佐子 田中 信弘 中西 耕 平林 光彦

出席者

(事務局) 都市整備部理事 高川 典久

都市計画課 課長 岡田 眞男

参事 五十子 又一

都市計画・公園係 西澤 洋樹 山中 則人 松居 奈美

(説明員) 歴史文化振興課 文化財係 嶋田 直人

傍聴人 なし

議 事 議案第1号 東近江市景観計画の変更(素案)について(諮問)

報告事項 東近江市屋外広告物条例施行後の状況について

審議状況

1 開会 9:45 司会〈都市計画課長〉

あいさつ 〈都市整備部理事〉

自己紹介〔座席順に委員自己紹介〕〔事務局自己紹介〕

〈司会〉会議の成立、公開の報告、資料確認

本日は、10名の委員全員に出席いただいておりますので、東近江市風景づくり条例施行規則第17条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを、まず御報告申し上げます。

次に本日の会議、付議案件の公開・非公開について申し上げます。本日の審議会付議案件は、いずれも会議を非公開とする議案に該当しておりませんので、付議案件の審議は、公開で行うことといたします。

まず初めに資料の大変重要な部分に誤りがございました。訂正をお願いしたいと思います。

議案書を開いていただきまして、議案第1号 東近江市景観計画の変更(案)について(諮問)とございます。この部分で、(案)を(素案)に訂正をお願いいたします。

今回の審議会は年度末に景観計画を変更するにあたり、パブリックコメントにかける素案について、前もって委員の皆さんに御意見を伺いたいとしたものでございまして、案とするとその趣旨にそぐわないということで、素案とさせていただくものです。

重要な部分の誤りで大変申し訳ございません。訂正の方をよろしくお願いいたします。

2 会長、副会長の選出

〈司会〉それでは次第に基づきまして進めさせていただきます。

まず、会長・副会長の選出でございます。規則第16条に、審議会に会長1人と副会長1人を置くこととし、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

〈委員〉事務局案は。

〈司会〉事務局案との意見をいただきましたが、御異議ございませんか。

〈委員〉異議なし。

〈司会〉それでは、会長に谷口委員、副会長に山口委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

〈委員〉拍手

〈司会〉ありがとうございます。会長に谷口委員、副会長に山口委員をお願いすることとさせていただきます。

それでは、谷口会長より一言御挨拶をいただき、これ以降の会議の進行を会長にお願いします。

〈会長〉はい。改めて挨拶ということなのですが、東近江市で最初にまちづくりに関わらせていただいたのが実はこの景観という分野になります。その後空き家対策等色々な分野にも関わらせていただいているのですが、当時、東近江市全体をまずは知ろうということで事務局の皆さんに御案内いただいて、奥永源寺から能登川、湖岸まで見せていただいた、その時の記憶が非常に鮮烈でした。滋賀県自体は割りとこじんまりとまとまっているように思えるのですが、これも合併したということもあって、広大な面積を誇る東近江市の中で、山から湖まで本当に様々

な景観が楽しめる、こんな素晴らしい場所はないなと思っております。その中でも、特に伊庭の集落については早いうちに景観形成重点地区に指定をして、何とか保存、活用できるような形で対応していかないといけないのではないかと申し上げた記憶がありますけれども、それがここにいらっしゃる山口先生などの御協力もありまして、重要文化的景観に選定された。まだまだ景観に関しての課題はたくさんありますが、こういう一つのケースが出来上がったことによって、東近江市の景観政策は一步も二歩も前に進んでいったのではないかなと思います。

また、大変僭越ですが、引き続きこの審議会の会長をさせていただくということで、私自身もうそろそろ引退をしたいなと思っていますが、本当にお世話になった東近江市に恩返しをしたいなと思いますので、出来るところまでは何とか頑張っていきたいと思っています。東近江市の景観が、同じ風光明媚な滋賀県の中でも、特にこの景観は素晴らしいと言われるようなそういうまちになってくれればという思いを切に願っております。また、委員の皆さんがたにも同じ思いでこの審議会の運営に御協力いただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、次第に基づき会議を進めたいと思います。議案第1号「東近江市景観計画の変更（素案）について（諮問）」について、事務局から説明願います。

3 議事

議案第1号 東近江市景観計画の変更（素案）について（諮問）

〈事務局〉 議案書・スライドにより説明

〈説明員〉 重要文化的景観 伊庭内湖の農村景観について説明

〈会長〉 ただいまの議案について、質疑・意見のある方は発言をお願いします。

〈委員〉 今お話を聞きまして、なぜ今変更をされるのかということが少し分かりました。分かりましたけれども、（議案書を）読ませていただいて、基本的なことでここはだめだなと思うことがいくつかあります。

一点目に、瓜生川というのは、瓜生山から流れてきた水が三枚橋で伊庭川と山路川に分かれている。ここから下は伊庭川です。瓜生川というのはここ（三枚橋）で終わりです。14ページのここ（新旧対照表の重点地区図）にも瓜生川とありますけれども、瓜生川ではなくて、伊庭川なんです。

二点目に、伊庭では宗祇法師の詠んだ歌で一番有名な「かげすずし 南のみ山 北の海」がある。14ページ（新旧対照表）では、北の海が重点地区図に入っていない。なぜ、ここで重点地区図を切ってしまったのか。それを知りたい。

〈事務局〉 二点大きくおっしゃっていただいたうちの、瓜生川と伊庭川の関係についてです。地形図の表記について、瓜生川としております。再度、河川名を確認させていただきたいと思えます。

〈委員〉 これは、以前は蛇行していた川を、20数年前に高度改善事業によって伊庭川をまっすぐにした。そういういきさつがあります。

〈説明員〉 伊庭川の件ですが、今おっしゃられたように、土地改良事業で河川の付け替えがありました。その際に、地図表記として瓜生川という表記に変わってしまっています。委員がおっしゃられるように、伊庭の方からは瓜生川ではなく伊庭川であるということとをずっとおっしゃって

いただいている、JRの橋梁の部分にも伊庭川橋梁というのがありますし（三枚橋）、「伊庭川」という名称が歴史的には正しいということをおっしゃっていただいています。

ただ、行政表記としては瓜生川になってしまっておりますので、この件については今後、変更も含めて協議をしていきたいと思っておりますが、現在の地図上の表記として行政上は瓜生川という表記を使用しておりますので、今回も正式に表記されている表現として瓜生川という表記を使わせていただいております。ただ、おっしゃっていただいた議論があるということも承知しております。

厳密な話をさせていただくと、一級河川が伊庭内湖に向かって直線化したので瓜生川として上流の名前をそのままとって、伊庭川というのは瓜生川の水門から伊庭の中に引き込まれている一般河川のところは伊庭川という名前が残っています。今おっしゃっていただいたのは、本来、直線化した部分も瓜生川でなく伊庭川だ、とおっしゃっていて、歴史的な経緯の中ではそれが正しいです。ただ、現状、土地改良事業以降の名称としては「瓜生川」であり、上流からの名前をそのまま引き継いでおりますので、その部分は今後の課題にさせていただきたいと思えます。

〈委員〉地域の方が伊庭川だとおっしゃられた言葉を大事にしてもらいたい。地域の人にとっては、それが文化であり、大事だと思う。

〈事務局〉先ほど区域のお話をされました。「暮らしと心をうつす 湖辺の郷伊庭」のパンフレットにあります景観形成重点地区の範囲で桃色の部分が現状の重点地区の区域です。それに新しく赤枠で囲んだ部分が今回変更する部分です。先ほど委員がおっしゃられた、欠けているという部分につきましては、琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域として位置づけをしております。こちらについては一体的に景観保全に向けた運用をさせていただきたいと考えております。

〈会長〉河川名についてはその時々でつけられたものではあります。文化を大切にするという意味でも、一つ御検討をお願いいたします。

〈副会長〉先ほどの瓜生川を伊庭川への件について、議案書を見ていると、文章としては6ページの7行目のみ瓜生川という表記があるかと思えます。この部分を伊庭川に変えてしまうのが良いのではないかと思います。もし事務局の方で御検討いただいて、問題ないようであれば提案していただきたいと思います。

〈会長〉是非御検討いただければと思います。また、副会長には伊庭の方に色々関わっていただいております。今回の重要文化的景観の指定という経緯もあったということで、特にポイントがあれば解説をいただくとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〈副会長〉制度的には先ほど事務局から御説明いただいたとおり、文化的景観保護制度は文化財保護法だけではなく景観計画で守るということになっておりますので、整合を持たせるというのはいわゆる文化的景観の範囲と、景観地として保護対象としているのですが、それを守る制度が文化財保護法ではないため、景観計画で守る必要があるということで整合を持たれているということが最も重要な変更点になるかなと思います。

一方で、色々調査をしていきますと、水路を引き込んだ形で、例えば敷地割りや建築物もしくは屋敷畑の配置やカワトといったものが重要な構成要素としてある。それが、それぞれ一つずつが要素として重要というよりも、水と共にある暮らしの全体像をそれぞれ相互に表現しているという意味で、非常に重要であるというように感じられていました。

おそらくこれを今後住民の方に周知しながら景観の価値を一緒に学んでいく機会が引き続きある

と思うのですが、特に景観計画の運用上としては、やはり実際にそこで暮らしている住民の方々にとってもあまりまだ気づかれていない価値もおそらくたくさんあると思います。そのため、水と共にあった暮らしというものに対して、どういった形で新しくまちづくり、建設行為をやっていくのかといったところが運用上かなり重要になっていくと思います。

〈会長〉調べれば調べるほど色んな魅力が湧いてくる地域ではないかなと私自身も思います。わたしが学生と調査をした時に反応が印象的だったのは、石垣から水が湧き出しているところが何箇所かあるのですね。それがとても新鮮だったようで、湧水が生活に影響をもたらしたものが大きいと思います。湖西の方にある高島市の新旭の針江には同じような水路がありまして、とても狭い水路なのですけれども、そこがかなり脚光を浴びているという状況があります。環境的な話になるのですが、湧水が命を支えてきたという、社会を構成する大きな要素としてこの水の存在があったということですね。今回も水とのかかわりが非常に強く出されていますけれども、湧水の持っている力が、水路のこともありますし、もちろんきれいだということもあるのですけれども、人の暮らしにもたらす影響というものが計り知れないものがあるということを中心に留めていただけるとありがたいと思います。

〈委員〉湖辺の郷伊庭景観形成重点地区景観計画はこの東近江市景観計画のどのページに入ってくるのでしょうか。

〈事務局〉はい。東近江市景観計画は平成23年に策定されたものでございます。この景観計画の追加という形で湖辺の郷伊庭景観形成重点地区の景観計画が出来ております。従いまして、冊子という形ではありませんが、議案書の4ページからの部分と黄色の冊子を一体としたものが現在の景観計画でございます。この黄色の景観計画につきましては、今後見直しの時期が来た時には一体的なものとして組み込みます。

〈委員〉東近江市景観計画の15ページに重点地区があるじゃないですか。これとの兼ね合いは。一旦、景観計画の最後につけるということですか。

〈事務局〉そうです。先ほどの説明部分は追加されたものとなっております。次回の冊子としてまとめる時にはこれが一体的になると思っただけであれば結構です。

〈委員〉東の山側部分に文化的景観の飛び地があると思いますが、これはどういう扱いになっているのでしょうか。ここが景観形成重点地区の区域に入らないのがいいのか、悪いのか、その辺りを教えてください。

〈説明員〉東側の飛び地になっている部分が、先ほども申しました伊庭山の部分になります。こちらも伊庭町地先です。実は、飛び地になっていますが、この間をつなぐ部分というのも伊庭町地先になっております。ただ、間をつなぐ部分につきましては新興住宅地が挟み込まれています。また、その部分は能登川町地先ということになっております。今回の選定については、価値付けの中で三点、自然的特性と歴史的特性、社会的特性ということで取り上げておりますが、この特性に鑑みまして、まず、伊庭集落の神域であり、伊庭祭の舞台である伊庭山は欠かせないということで、本来は御質問いただいたとおり一体で地区指定するのが望ましいのですが、今回についてはその特性に照らして必要最小限の部分ということで伊庭山の部分と集落と伊庭内湖という形で選定いただきましたため、飛び地になっております。間の部分については追加選定の課題になっておりますので、最終的には一体として選定に向けて取り組みたいと考えています。

また、今回の重点地区の区域に含まれていないというご指摘をいただきましたが、こちらの部

分については琵琶湖国定公園の規制を受けております。この規制については今回の景観形成重点地区の基準よりも更に厳しい規制を受けておりますので、こちらについてもどういった取り扱いにするのかは景観部局との相談の中で今後諮らせていただく課題になっております。

〈委員〉景観形成基準の形態のところに「屋上に設ける設備はできるだけ目立たない位置に設けると共に、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとすること。」と書かれているのですが、これから増えていく可能性が大いにあると思われる太陽光発電パネルを認めるのか認めないのか、どうお考えなのか教えていただきたい。

〈事務局〉現時点で太陽光パネルをつけられているお宅もございます。居住されている方を、何もかも文化財だから規制ということにしますと、理解できない方は地域から出て行かれる。新築される際には太陽光パネルの設置を計画されることがありますが、現在は「配慮を求めている」という段階になります。規制をしている訳ではございません。

〈説明員〉今、事務局からも説明がありましたが、文化的景観については動態保存という言葉が使われます。当然、生活をしている地域であるため、変化を許容しながら景観の価値を残していくということが着眼点となります。同じような制度で、五個荘の金堂地区については伝統的建造物群保存地区になっています。五個荘金堂に行ってくださいとよく分かりますが、ソーラーパネルは一軒も乗っておりません。それは、地域の皆さんの合意形成の中で、やはりそれはふさわしくないで、今のところは乗せないという結論を出していただきました。伊庭についても動態保存とは言いながらも、やはり景観の価値として何が必要か、何が大事なのかというところを今後の啓発を行いながら取り組んでいきたいと思えます。

〈委員〉すでに住まれている方は日常茶飯事のことなので、何気なく通り過ぎてしまうことが多いと思いますが、とても価値のある素敵なおところなんだよ、大事にしないとイケない場所だということを出るだけ認識を持っていただけるような方向性に持っていきけるようなアピールしていきたいと思えますね。

〈会長〉正にそういうことですね。生活することの不便さ、大変さよりも、自身のアイデンティティや誇りのほうの価値が高いというレベルになればいいですね。そういうことを住民の方々にも理解していただくのと同時に、一番効果が大きいのは周りからの目だと思います。こんな素晴らしいところという声が多く聞かれるようになれば誇りを持つということにつながっていくと思えますので、色んなところでのPR、効果的なものを考えていただければと思います。また、ソーラーパネルについては審議会の方でも追々また議論していくことになろうかと思えます。

さて、議論も色々出ましたので、核心をついたものになったのではないかなと私自身は感じています。諮問に対して、先ほど出ていました伊庭川という記述に変更するということについては事務局の方でもう一度検討いただくということで、次の審議会で（案）として検討していただく内容として現在の素案の内容でよいかどうかということをお諮りしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〈委員〉はい。（全員可決）

〈会長〉それでは、本審議会といたしましては、伊庭川のことを意見として付した上で、この議案を適当と認める内容を答申することにいたします。

4 報告事項 東近江市屋外広告物条例施行後の状況について

〈会長〉続いて報告事項「東近江市屋外広告物条例施行後の状況について」事務局より報告いただきます。

〈事務局〉報告資料とガイドラインにより説明

〈会長〉10月1日に施行されて以来、かなりの数の申請があったようですが、大きなトラブルは無いということでもよろしいですかね。これについて委員の皆さんから御意見がありましたらお願いします。

〈委員〉報告の中にある件数ですが、無許可物件が減っていているということでしょうか。

〈事務局〉国道8号については50件、無許可の物件を確認しました。そちらについては違反通知を送付しまして、新規申請をすでにされたのが13件、除却されたのが4件、それとは別に対応中のものが何件かありまして、今提出をいただいているのが、17件という状況です。

これは、調査を行っているエリアが違いますので、同じエリアで減ってきているということではありません。

〈委員〉昨年と比べるといかがですか。

〈事務局〉昨年はこのような是正指導をしておりません。

〈会長〉昨年については条例が施行されていないので、調査はされていないということですね。しかし、順調に減っているというのはすごいですね。他所を見ていると、なかなか対応していただけないこともあるようですが。

〈事務局〉訪問すると、手続を知らなかったという方が多くて、半数くらいは連絡をいただいている状況です。

〈委員〉滋賀県広告美術協同組合に加盟されている事業者も減ってきているそうですね。

〈事務局〉加盟業者さんはかなり少なくなっていますね。

〈委員〉既存不適格のところというのは、市条例が施行されているということを知らなかったということでしょうか。

〈事務局〉そうではない。是正措置期間を設けており、看板も徐々に劣化するので、改修の際には新基準で指導を行っております。

〈会長〉意識が高まっており、無許可でどんどん建てるというケースは少なくなっていると思いますが、東近江市は全長が長いので、しっかりと調査をお願いしたいと思います。また委員の皆さんも、看板のことでお気づきのことがあれば情報をいただきたいと思います。

これで意見の方も出尽くしたようですので、本日の議案については以上ということで、何か言い残したことなどございませんか。この審議会全体を通してでも結構です。

〈副会長〉では、少しよろしいでしょうか。先ほどのソーラーパネルの件についてもですが、先ほどの景観計画改定に少し関わってくると思いますが、現段階で予定などございますか。

〈司会〉現在のところは大きな改定期期を迎えているとは感じておりません。先ほどお話がありましたような、市民への啓発が不十分なところもあり、その次の段階と思いますので、大きな改定の計画は持っておりません。

〈会長〉だいたい10年くらいですかね、改定の時期というのは。

〈司会〉現在の景観計画の中身を洗い直すということが必要になってきます。その段階に今は至っていないのではないかと考えております。

〈会長〉他のところの話を聞いておられますと、だいたい10年のところが多いようですが、毎年ブ

ラッシュアップはされていらっしゃると思いますし、その累積で改定したほうがいいなということもありますので、日常に照らし合わせて進めていただければと思います。

他になければ本日の議事は終了させていただきたいと思います。進行を事務局へお返しします。長時間、ありがとうございました。

5 その他

特になし

6 閉会 11:30

〈司会〉

ありがとうございました。本日予定しておりました審議内容は以上でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、ご出席賜わり、また貴重な意見を賜りありがとうございました。今後の景観行政推進に、生かしてまいりたいと存じます。

また会長に就任いただきました谷口委員、副会長に就任いただきました山口委員には、大変お世話になりますが何卒よろしくお願い申し上げます。

今後審議会につきましては、当面、本日お認めいただきました景観計画の変更素案をもとに、事務を進め、変更案として改めて次回景観審議会にお諮りすることとしております。

開催は今のところ2月初旬を予定しております。準備出来次第、ご連絡申し上げますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

これから、本格的な冬がまいります。

委員の皆様方におかれましては、十分にお体ご自愛いただきまして、各方面で一層ご活躍いただくことをご祈念申し上げまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

本日はどうも、ありがとうございました。